

# Peer-to-Peer (P2P) 技術とファイル共有ソフトの功罪 -Winny 事件をケーススタディとして-

Merits and Demerits of Peer-to-Peer (P2P) Technology and File-sharing Software  
-A Case Study on Winny Copyright Infringement Case-

神谷昌孝

名古屋工業大学大学院工学研究科  
物質工学専攻プロセス分野博士前期課程

Masataka KAMIYA  
Nagoya Institute of Technology  
Department of Life and Materials Engineering

## 【Key words】

1. ウィニー (Winny)
2. ファイル交換ソフト (File-sharing Software)
3. 著作権法 (Copyright Law)
4. 研究者倫理 (Research Ethics)
5. 幫助 (Aiding and Abetting)

## 1. はじめに

2000年代に突入し、ブロードバンドと呼ばれる高速なインターネット通信が瞬く間に世界を席卷しはじめた。接続料金も従来の従量課金制から定額制に移りはじめ、全世界の合計通信量は飛躍的に増加していった。このような時代背景の中で、インターネットの使われかたも様変わりしてきた。

Windows95の発売以降、インターネットは少数の好事家が細々と続けるパソコン通信から、一般大衆向けの新しい世界として捉えられるようになった。そして、インターネット利用人口の増加とともに、当時は表立っていなかつ

たインターネットのいわゆるアンダーグラウンドな側面が徐々に明るみになることとなった。

突如押し寄せたインターネット利用者の受け口的一端として、電子掲示板が挙げられる。話題毎にスレッドと呼ばれる単位を構成し、それに対して利用者がレスポンスをして盛り上げていくというシンプルなコミュニケーションツールである。手軽に不特定多数と交流できることから利用者は増加の一途を辿り、サーバの負担軽減や利用者間の問題などの理由で様々に派生した掲示板群が誕生した。その中で最も有名となったのが、「ひろゆき」こと西村博之が開設した巨大掲示板群「2ちゃんねる」である。

2ちゃんねるは『「ハッキング」から「今晚のおかず」まで』をスローガンとして手広い話題を網羅すべく、約800個の電子掲示板から構成されている。スローガンにも示されている通りアンダーグラウンドな話題についての掲示板も存在しており、題目に掲げたファイル共有ソフトWinnyも2ちゃんねるの中の掲示板で開発が進められたという経緯がある<sup>1)</sup>。ここで重要となるのが、2ちゃんねるを含む多くの電子掲示板は誰でも閲覧と書き込みが可能であるという点である。これによって誰もがインターネットのアンダーグラウンドな側面に足を踏み入れることが容易となり、後に起きた様々なインターネットに関連する事件の温床となったと言っても過言ではない。

本稿ではファイル共有ソフトWinnyに焦点を当て、Winny以前のファイル共有ソフトの歴史や関係する事件に触れつつ、ファイル共有ソフトの内包する倫理的問題と対策について考察する。

## 2. ファイル共有ソフト

### 2-1 概要

ファイル共有ソフトとは、元々は後述するWinMXなどを代表とするファイル「交換」ソフトであった。1対1でのファイルのやりとりが主流であり、交換を成立させる条件として容量を等しくする、ファイル数を等しくする、お互いに欲しいファイルを指定しあうことなどが課せられていた。また、ファイル交換に成立した際にはお礼を三行以上書くことがマナーとされていた

時代でもあった。しかし、本稿で取り上げる Winny や BitTorrent などを代表とするアップロードされたファイルを不特定多数の人がダウンロード可能であるソフトの登場により、ファイル「共有」ソフトとして認知されるようになった。

## 2-2 通信方式

### 2-2-1. クライアント-サーバ方式

ネットワーク上のコンピュータをサーバとクライアントに分けて運用する方式。クライアントはサーバを介して1対1で通信し、ファイルのアップロードとダウンロードを行う。サーバが停止してしまうと通信することができなくなる。

### 2-2-2. Peer to Peer(P2P)方式

ネットワーク上のコンピュータを全て対等な Peer として通信する方式。クライアント-サーバ方式と異なりネットワーク上の一箇所に負担がかかりにくいと全体的に安定する。ファイル共有ソフトはこの方式を用いていることがほとんどである。

## 2-3 Winny 以前のファイル共有ソフト

### 2-3-1. Napster

1999年にアメリカ人大学生ショーン・ファニングにより開発された、MP3などの音楽ファイル共有ソフトである<sup>2)</sup>。クライアント-サーバ方式とP2P方式の複合型であるハイブリッドP2P方式を採用しており、ファイルのやり取りはP2P方式で行うが、どのPeerに何のファイルがあるかという情報はサーバが管理していた。

共有されていたファイルの9割以上が著作権違反のMP3であったとされており、1999年12月にアメリカレコード協会(RIAA)と各レコード会社から、2000年4月にヘヴィメタルバンドのメタリカから著作権侵害を理由に提訴された。2001年2月に控訴審で違法判決が下され、同時期にメタリカと和解した。係争中であった2000年7月には運営差し止めの仮決定がなされ、判決後の2001年3月に共有サービスを正式に中止した<sup>3)</sup>。

### 2-3-2. WinMX

2001年にFrontcode Technologiesにより開発された、Napster互換のハイブリッドP2P方式とピュアP2P方式を兼ね備えたファイル共有ソフトである。

2001年11月にWinMXのユーザであった当時19歳の東京都杉並区の大学生と当時20歳の埼玉県さいたま市の専門学校生が著作権法違反容疑で京都府警に逮捕され、ファイル共有ソフトのユーザとして世界初の逮捕者が出た<sup>4)</sup>。東京都杉並区の大学生は「一太郎」をはじめとするPCソフトなど約2400ファイル計700万円相当を、埼玉県さいたま市の専門学校生は「Photoshop」などのPCソフトや「浜崎あゆみ」、「B'z」などのMP3ファイル約500ファイル以上を、WinMXを用いてアップロード可能な状態にしていた。

その後も、WinMXで猥褻画像のアップロードや、ダウンロードしたソフトをネットオークションで販売した人たちが次々と逮捕され、2005年6月に米国最高裁で出された判決に基づく警告書が同年9月21日にWinMX.comなどの複数のP2P企業に送られ、同日にホームページと全てのWinMX公式ネットワークが閉鎖された。

## 3. Winny

### 3-1 概要

2002年5月6日に元・東京大学大学院情報理工学系研究科助手の金子勇氏によって開発されたピュアP2P方式のファイル共有ソフトである。ソフトウェア名はWinMXの次のソフトという意味合いで「MX」を一文字ずらして「NY」としたことに由来する。2ちゃんねる内の「ダウンロードソフト板」という掲示板の中のスレッドにて開発宣言がなされ、その時のレスポンス番号が47番だったことから金子氏は「47氏」とも呼ばれていた<sup>5)</sup>。以降の開発の進捗もスレッド内で報告され、同時にスレッド参加者の要望を取り入れて開発が進められた。

Winnyを代表する機能として、匿名性を高めるための「通信の暗号化」、データを拡散する際にランダムに複数のコンピュータを仲介させることによ

り各コンピュータにキャッシュを残す「転送機能」、同様のファイルを求めている Peer 同士を繋ぎやすくするための「クラスタ機能」の3つが挙げられる。これらの機能の実装により高い匿名性と効率の良いファイル共有の2点を高いレベルで実現することが可能になった。また、当時の主流であったハイブリッド P2P 方式ではなくピュア P2P 方式を採用することにより、Winny のネットワークはシステム障害に対し非常に強く、一度稼働させたネットワークは止めることが出来ないという特徴もある。

### 3-2 Winny を取り巻く問題

#### 3-2-1. 違法ファイル公開ユーザ逮捕と開発者家宅搜索

##### 3-2-1(a). 経過

2003年11月27日に京都府警察ハイテク犯罪対策室によって当時19歳の愛媛県松山市の無職少年と当時41歳の群馬県高崎市の自営業男性が著作権法違反容疑で逮捕された<sup>9)</sup>。愛媛県松山市の無職少年はゲームボーイアドバンス用ソフト「スーパーマリオアドバンス」など26タイトルを、群馬県高崎市の自営業男性は映画「ビューティフル・マインド」など2本を不特定多数がダウンロード出来る状態にしていた。同日と12月26日の2回に亘り金子氏は家宅搜索を受け、開発に使われたノートパソコンや Winny のソースコードが押収された。2004年1月22日に Winny の公式サイトに開発に使われたノートパソコンが返却されない旨のメッセージが記載され、Winny は事実上の開発停止となった。2004年3月5日に愛媛県松山市の無職少年に懲役1年執行猶予3年の有罪判決、2004年11月30日に群馬県高崎市の自営業男性に懲役1年執行猶予3年の有罪判決がそれぞれ言い渡された。

##### 3-2-1(b). 原因

先述した機能を持つ Winny において、どのようなファイルがネットワーク上で転送されているかを解析するのは困難だと言われていたが、逮捕者が出る前に Winny の通信プロトコルを解析してブロックするファイアウォールが登場し、Winny の通信秘匿性に問題の声が挙がっていた。暗号化に関して、Winny はピュア P2P 方式を採用しているため暗号鍵の認証局を設置することが出来ない構造になっている。そのため、Winny では公開鍵暗号が用いら

れており、同時に固定鍵が Winny 内部に内蔵されている。この固定鍵はデバッグを用いれば取り出すことが出来るため、実際はリアルタイムで暗号化された情報を解読できるほど脆弱であった。

開発者の発言によると、通信を暗号化したのはプログラムが解析されてクラックが蔓延し、その結果ファイル共有の効率が低下するという事態を防ぐためであり、暗号が全て解読されたからといって匿名性自体が失われるわけではない、とのことであった。つまり、Winny はキャッシュとアップロードファイルが区別できない形をとっており、あるファイルを公開している者のうち誰が1次配布者かは容易に特定出来ないということである。しかし、解析ソフトを用いれば2次以降の配布者は特定可能であり、匿名性は保証されないことが分かっており、時間的且つ空間的に大規模な監視が可能ならば1次配布者を特定することが可能である。

これまで Winny で逮捕された者は、発信者の特定が容易い電子掲示板などで Winny を用いて入手したファイルを販売しようとしたり、違法なファイルが特定できる情報を掲示板などに書き込んだりしたために身元を特定されて逮捕されている。

### 3-2-2. 情報漏洩問題

#### 3-2-2(a). 経過

2004年3月頃から Winny を利用していたパソコンが Winny などでも入手したファイルを閲覧したことにより、コンピュータウイルスの一種ともいえるワームに感染する事例が頻発し、その結果そのパソコン内に保存されていた本来公開されてはならないファイルが、Winny のネットワーク上に流出するという事件が多発した。このワームは特に「暴露ウイルス」と言われ、流出したものとしては、一般企業の業務データ、個人のチャットログや電子メールデータ、デジタルカメラによって撮影された画像、違法コピーデータを使用している最中のスクリーンショット、漫画家の下書きの原稿、パスワードを書いたメモなど様々なものがある。

ワームはユーザのデスクトップなどに存在するデータを勝手に共有し、感染者に気づかぬうちに Winny のネットワーク上に流出させる。これは特定のフォルダ（「マイドキュメント」など）や特定の拡張子（\*.jpg や \*.doc など）

を検索して、これらから作成した複製や圧縮ファイルを Winny のアップロード機能を使って共有ファイルに指定する。感染者に気付かれ難いこともあり、事件の発覚が遅れ、漏洩した情報回収のめどが立たなくなるケースが跡を絶たない。

これらの情報漏洩は自衛隊による被害が多く、武器庫の情報など軍事機密情報が流出している。そのため対策として、2006年には40億円で隊員用にパソコンを供給し、私物のパソコンの持ち込みなどを禁止した。しかし、そういった対策を施しても、2007年以降も自衛隊では暴露ウイルスによる情報流出が発生している。同様に、2007年5月には警視庁による大規模な情報漏洩が発生し、暴力団、少年犯罪、痴漢や強姦事件の被害届の詳細や、暴力団と関係がある人物一覧などの個人情報 が1万人規模で流出した。

### 3-2-2(b). 原因

Antinny, 山田ウイルス, 山田オルタナティブ, 原田ウイルスなどといった名前のコンピュータウイルスに感染したことが原因である。中には Winny を起動しなければ流出することもないという性質の Antinny や、感染したコンピュータを Web サーバとして機能させデスクトップの常時キャプチャ画像とハードディスク内の全てのファイルを意図せずに Web 上に公開させる山田オルタナティブといったものがあり、どれも駆除するためにはウイルス対策ソフトが必要である。これらの暴露ウイルスが問題となったとき、金子氏による Winny の改良が許可されなかったため、被害が増大したとも考えられる。

### 3-2-3. 開発者逮捕と裁判

#### 3-2-3(a). 経過

2004年5月9日に開発者である金子氏が先に逮捕されていた愛媛県松山市の無職少年と群馬県高崎市の自営業男性の著作権侵害行為を幫助した共犯の容疑で京都府警察に逮捕された。その後、2004年5月31日に京都地方検察庁によって京都地方裁判所に起訴された。京都府警察の聴取に対して「インターネットが普及した現在、デジタルコンテンツが違法にやりとりされるのは仕方ない。新たなビジネススタイルを模索せず警察の取り締まりで現体制

を維持させているのはおかしい」という内容の供述をしていたことから、京都地方検察庁はプログラム自体の違法性には言及せず、ソフトを作成、配布した金子氏の行為に幫助の故意を認め、雑誌やウェブページなどで違法に使われている実態が既に明らかとなった後も開発を続けていたことから悪質であると判断した。弁護側はこれらの起訴事実に対して、金子氏が愛媛県松山市の無職少年や群馬県高崎市の自営業男性との面識がないことなどをあげて全面的に否認した。2004年6月1日に金子氏は保釈され、2006年7月3日に検察側は論告において金子氏に対し懲役1年を求刑した。第一審は2006年9月の弁護側最終弁論で結審した。

2006年12月13日に京都地方裁判所の氷室眞裁判長は著作権法違反の幫助により罰金150万円及び訴訟費用被告人負担の有罪判決を言い渡した<sup>7)</sup>。しかし、金子氏が直接経済的利益を得ておらず、Winnyの開発は犯罪のためではなくP2P技術などの新しい技術の開発のために行われたことだと認定された。同日、検察と被告の双方が判決を不服として大阪高等裁判所に控訴した。

2009年10月8日に大阪高等裁判所の小倉正三裁判長は一審判決を破棄し、無罪を言い渡した<sup>8)</sup>。小倉裁判長は「悪用される可能性を認識しているだけでは幫助罪には足りず、専ら著作権侵害に使わせるよう提供したとは認められない」と述べた。2009年10月21日に大阪高等検察庁は判決を不服として最高裁判所に上告した。

2011年12月19日に最高裁判所第三小法廷の岡部喜代子裁判長は最高検察庁の上告を棄却し、被告の無罪が確定した<sup>9)</sup>。最高裁判所はWinnyを適法にも違法にも利用できる中立価値のソフトだとして、「入手者のうち例外的とはいえない範囲の人が、著作権侵害に使う可能性を認容して提供した場合に限って幫助に当たる」との判断を下した。判決は4対1の多数決となり、大谷剛彦裁判官は「幫助犯が成立する」という旨の反対意見を述べた。

### 3-2-3(b). 原因

金子氏が逮捕された直接の原因は、Winnyを開発して著作権法違反の幫助をした、という容疑がかけられたからである。第一審ではその点が認められたため有罪判決が下っている。しかし、この判決は技術開発者が主観的に違法利用について認識していれば処罰の対象となることがあるという内容であ

り、技術者などから批判された。弁護側の主張としては、著作権法は幫助犯を認めて処罰すると予定されていない、というものであったが、第一審判決では認められなかった。これに対し小島(2008)は、ドイツで主張されている主な見解を Winny 事件に当てはめると、どの見解でも被告人たる金子氏に故意が認められ幫助犯となるため、この判決は妥当であるとしている<sup>10)</sup>。

第二審では逆転して無罪となっており、Winny の開発自体は著作権法違反の幫助に当たらないと司法が認めた結果となった。判決では新たに、「ソフトを違法行為の用途のみに又はこれを主要な用途として使用させるようにインターネット上で勧めてソフトを提供する場合に幫助犯が成立する」という新たな基準を示した。この第二審判決について、瀬口(2009)は、「おそらく二審判決は、デジタルコンテンツの自由な使用を制限する著作権を一切認めない、コンテンツの完全自由化を Winny 製作者が主張していないことを認定したかったのであろう」(p.13)と述べ、類似の事件としてラマッキア事件を取り上げて比較している<sup>11)</sup>。事件の詳細は参考文献の On line ethics のサイトを参照されたい<sup>12)</sup>。これら2つの事件の提示する問題として瀬口(2009)は、「新しい酒を古い革袋に入れることが出来るか」(p.16,20)と聖書の語句を引用し、法律による刑事罰を定めるのではなく研究分野の実情に則した倫理規定などを定めることが適切であると述べている<sup>13)</sup>。技術の発展にはある程度の自由が必要であり、それを妨げるような法律を定めるのではなく、あくまでも倫理的なガイドラインを示すべきであるという考えには賛同する。しかし、ガイドラインに沿わない者への処罰が必要かどうか、またガイドラインを定めた社会的集団から外れた者には実効性がないことなどが問題として挙げられる。

第二審によりひっくり返る形となった幫助犯の基準だが、その論点は概して次の3つに分けられる<sup>8),13)</sup>。

- ①著作権法の改正の経緯からして、著作権法は幫助犯による処罰を予定しているかどうか。
- ②不特定多数の相手方に対する幫助犯が認定されるかどうか。
- ③被告人である金子氏の行為、つまり価値中立的な技術提供が犯罪行為となるような幫助犯の成立範囲の拡大が許されるのかどうか。

第二審では論点③の判断が変わり判決が逆転したが、豊田(2009)は論点②について着目し、第一審、第二審判決と同じ立場に立ち、幫助されるべき正犯の特定は必要ではなく、幫助の故意としても特定の正犯に対する認識は不要であるとし、幫助行為の相手方の多寡により幫助犯の可罰性が左右されないため不特定多数の相手方に対する幫助犯の成立可能性を認めて差し支えないと論じている<sup>13)</sup>。

第三審では結果的に第二審の判決が支持される結果となったが、第二審における客観的利用状況を無視した限定的基準を廃し、以下のような幫助犯の全体的基準を示した<sup>9),14)</sup>。

<1>ソフト提供者が、当該ソフトを利用して行われようとしている具体的な著作権侵害を認識・認容しながら公開と提供を行ない、実際に著作権侵害が行われた場合。

<2>当該ソフトの性質、客観的利用状況、提供方法などを鑑みて、同ソフトを入手する者のうち例外的とはいえない範囲の者が同ソフトを著作権侵害に利用する蓋然性が高いと認められ、ソフト提供者もそのことを認識・認容しながら公開と提供を行ない、実際に著作権侵害が行われた場合。

基準<1>については、実際に金子氏は違法行為を行わないようにと Winny に付属する ReadMe ファイルに記載しており、違法となる行為を推奨してはおらず、最高裁もそれを認めた。基準<2>について最高裁は、例外的とはいえない範囲の者が Winny を著作権侵害に利用する蓋然性が高いことを認識・認容していたとまで認めることは困難であるとして幫助犯の故意を欠くため幫助犯の成立を否定した。この判決に対し、豊田(2012)は基準<2>における「線引き」に注目し、幫助犯の成否の「線引き」を「道具提供行為が法益侵害の『危険の中心』であるか否か」(p.472)と定義し、「例外的とはいえない範囲」の「線引き」を「一律・純粹に割合で表現できるものではない」(p.473)と断りつつ、「道具提供行為を法益侵害の『危険の中心』と評価できるほどに、犯罪利用の蓋然性の高い者が周囲に存在している状況」(p.473)であると論じている<sup>14)</sup>。そして、ソフトの開発行為に対する過度の萎縮効果を生じさせな

いたための配慮として、「例外的」という言葉の緩やかな理解が望ましいとして支持している。

#### 4. 倫理的問題

Winnyをはじめとするファイル共有ソフトの内包する倫理的問題を論ずるための指針として、1996年に一般社団法人情報処理学会が発表した倫理綱領に掲げられている以下の二点に着目する<sup>15)</sup>。

- 1.3:他者の知的財産権と知的成果を尊重する。
- 2.3:情報処理技術がもたらす社会やユーザへの影響とリスクについて配慮する。

金子氏がこれら二点を守ることが出来ていたとは容易に頷けない。先述した通り、Winnyの開発の基盤はインターネットのアンダーグラウンドシーンを代表する電子掲示板「2ちゃんねる」のスレッドである。不特定多数の人に利用してもらうことで多くのフィードバックが見込める可能性があることは理解できるが、悪用する可能性がお世辞にも低いとは言い難いところで開発をすることは決して良い選択ではなかったはずである。1.3項で掲げられた他者の権利と成果について、金子氏は一技術者として尊重するのではなく、むしろ「2ちゃんねる」という一種のアンダーグラウンドなコミュニティの一員としてWinnyを開発していったのではないかと推測される。これを裏付ける言質として、金子氏が逮捕され取り調べを受けた際の先述した言葉がある(3-2-3(a)第一段落参照)。

また、2.3項に掲げられた影響とリスクについても、金子氏はReadMeファイルに違法行為を禁じる文章を付記するにとどめ、ソフトウェア上での制限などは施していなかった。通常、自由には良識と責任が伴うが、不道德と無責任の蔓延る「2ちゃんねる」のようなアンダーグラウンドなコミュニティでは、Winnyは利用価値のあるおもちゃとして扱われてしまうこととなった。そうならないためにも、ある程度の制限は必要であったと推測される。

以上の二点について、金子氏は倫理的に問題があったと考えられる。

## 5. ディスカッション

### 5-1 ユーザ側改善案

第一に、ユーザとなるインターネット利用者に蔓延する著作権法違反軽視の改善が必要である。黎明期から今日に至るまで、インターネット上には著作権を蔑ろにしても特に問題はないという風潮があった。コンピュータを使えば写真の編集は容易であることからコラージュ画像が出まわったり、アーティストの許可を得ず無断で曲をBGMとして自作の動画に使ったり、漫画やアニメのパロディ作品を制作して販売したりすることが日常的に行われており、無法地帯に近い場所としてインターネットは機能してきた。コンピュータが身近になり、インターネットを利用することが当たり前となりつつある現代では、情報リテラシーが非常に重要となる。情報リテラシーを学校教育や企業内教育に積極的に取り入れることで、インターネット利用者を啓蒙し正しい認識と判断ができるようになると考えられる。特に、義務教育の間に情報リテラシーについて学ぶ必要がある。現代では小さい時から既に家庭にコンピュータがあることが多い。コンピュータから繋がるインターネットという新たな世界は、子どもたちにとってあまりにも見たこともないほどきらびやかで甘美な世界に映りうる。その背後に隠れたインターネットの恐ろしさと利用に際する責任とリスクを幼いころから教育すべきである。

第二に、適法な利用の推進が必要である。先述の通り、P2P方式はネットワークを安定に保つことができる。これを利用して、サイズが大きくサーバに負担がかかるファイルやダウンロードが集中するファイルの配布手段としてファイル共有ソフトを用いることが期待される。実際、ソフトウェアシンセサイザーなどの巨大なサイズを誇るファイルをBitTorrentというファイル共有ソフトでダウンロードできるようにしている企業が存在する。このような利用を企業側から行っていくべきである。

### 5-2 開発者側改善案

第一に、開発者としての意識の改善が必要である。金子氏が技術者として

ではなくアンダーグラウンドなコミュニティの一員として Winny の開発を行ってきた可能性については先述した通りである。金子氏は東京大学大学院情報理工学系研究科数理情報学専攻情報処理工学研究室特任助手という肩書を持った技術者である。何の肩書も持たないアマチュアであればまだしも、まっとうな技術者であれば自身の所属する研究室という公の場で開発を行うのが当然である。研究室で開発を行ない、著作権法違反を防ぐような機能を搭載してから、試験的に公開するという方法を金子氏は取るべきであった。

第二に、開発者によるプログラムの改良を妨げないことが必要である。暴露ウイルスが問題となったとき、金子氏にプログラムの改良の機会とは与えられなかった。結果として、暴露ウイルスは一般ユーザどころか自衛隊や警視庁にまで甚大な被害をもたらした。金子氏にプログラムの改良を許可していれば、多少なりとも被害は減少したと考えられる。

第三に、様々な才気ある開発者達に対してより自由な開発の場を提供することが必要なのではないかと進言する。肩書や社会的地位に囚われない自由な発想を形にでき、多種多様な人からのフィードバックが得られるような開発環境が用意できるならば、より多くの有用な成果物が得られると確信する。

## 6. おわりに

司法が認めた通り、Winny 自体は適法にも違法にも使える中立なソフトである。このことから、Winny と金子氏について「包丁で人が殺せるのならば包丁職人は殺人幫助の罪に問われるのか？」などという問いかけがなされることがある。実際の問題として、包丁職人が殺人幫助で逮捕されることはない。包丁は中立な道具であり、殺人を主な目的として作られたものではないからである。このことに照らし合わせれば、Winny の開発者である金子氏が逮捕されたのは、開発の目的が著作権法違反の幫助にあるという疑いを持たれたせいであるといえる。結果的に司法は金子氏が無罪であると判断したが、金子氏のとった行動を鑑みるとそのような疑いをかけられて当然である。不特定多数と交流して一つのものを作り上げることは確かに面白かったであろうと思うが、作り上げたものがどのようにして使われてしまう可能性があるか、ということ金子氏は考えるべきであった。当時の2ちゃんねるは書き

込みのログを保存していなかったが、色々な事件を経て今ではログを残すようになっている。利用者から見れば匿名掲示板に見えるかもしれないが、管理者は利用者の情報を見ることができるため、あまり大それたことをするべきではない。

最後に、2013年7月6日に急性心筋梗塞のため死去した金子勇氏のご冥福をお祈り申し上げるとともに、結びの言葉とする<sup>16)</sup>。

[参考文献]

- 1.金子勇 著, アスキー書籍編集部 編『Winnyの技術』アスキー (2005)
2. 「Napstar (ナップスター) はそれからどうなったのか〜P2P時代編」  
<http://www.timesteps.net/archives/1146521.html>
3. 「ナップスター事件」  
<http://www.itlaw.jp/napster.pdf>
4. 「Winny、WinMXの今までの逮捕者の歴史」  
<http://xxxxxxx.at-ninja.jp/kikaku1/Winnyug-taiho.html>
5. 「47氏発言集(手抜き版)」  
<http://bug.jpn.org/data/47.html>
6. 「Winny逮捕祭りの経緯」  
<http://xxxxxxx.at-ninja.jp/kikaku1/Winny-taiho.html>
7. 「Winny著作権法違反幫助事件 地裁判決」  
[http://www.venus.dti.ne.jp/~inoue-m/hn\\_061213WinnyHoujyoTisai.html](http://www.venus.dti.ne.jp/~inoue-m/hn_061213WinnyHoujyoTisai.html)
8. 「Winny事件高裁判決」  
[http://www.softic.or.jp/Ysemi/2010/3\\_100805/091008hc.pdf](http://www.softic.or.jp/Ysemi/2010/3_100805/091008hc.pdf)
9. 「081846\_hanrei」(最高裁判決)  
[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/846/081846\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/846/081846_hanrei.pdf)
10. 小島秀夫(2008)「幫助の故意における認識的要素」, 『法学研究論集』28, pp.59-73, 明治大学
11. 瀬口昌久(2009)「新しい技術を用いた倫理的責任のガイドライン設定の課題—Winny事件を通して」, 『技術倫理研究』6, pp.1-21, 名古屋工業大学 技術倫理研究会
12. 「OEC - The David LaMacchia Case」  
<http://www.onlineethics.org/CMS/computers/compcases/lamindex.aspx>
13. 豊田兼彦(2009)「不特定者に対する幫助犯の成否」, 『立命館法学』327-328, pp.1993-2009, 立命館大学

14. 豊田兼彦(2012)「幫助犯における「線引き」の問題について —Winny 事件を素材として—」, 『立命館法学』 345-346, pp. 3538-3554, 立命館大学
15. 「倫理綱領」  
<http://www.ipsj.or.jp/ipsjcode.html>
16. 「Winny 開発者・金子勇さんが死去」  
<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/1307/07/news006.html>

※リンクの確認は 2015 年 9 月 23 日

